

野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク

「2002年に向けた共通の目標」

1. 種の絶滅を防止するのがせいっぱいの「種の保存法」を、特別の保護措置を必要としない状態にまで種を回復させる「野生生物保護法」へ改正する。

2. 狩猟及び鳥獣保護に関する法制度、水産資源保護に関する法制度、その他野生生物保護に関連しかつ早期の対応が特に必要と考えられる法制度を、「野生生物保護法」の趣旨に適うものへ改正する。

1の主な内容

- 1-1 種のレベルだけでなく、地域個体群を保護対象とする。
- 1-2 将来絶滅のおそれが生じる可能性のある野生生物についての予防的な保護措置を規定する。
- 1-3 レッド・データ・ブックを、保護対象の候補リストとして法律上位置づける。
- 1-4 「野生生物保護法」で、海棲生物をも効果的に保護できるよう、水産庁の共管事項をもうける。
- 1-5 保護対象を回復させるための効果的な計画制度をもうける。
- 1-6 保護区外の生息地を破壊する行為に対する一定の規制をもうける。
- 1-7 ワシントン条約に違反して輸入された野生生物特にその製品を市場から実効的に締め出すために、譲渡規制のあり方を見直す。
- 1-8 保護対象となっている国内の野生生物(地域個体群含む)に類似しているなどそれらの違法取引を効果的に取り締まるために、あるいはそれら野生生物が遺伝子汚染その他の悪影響を受けるおそれを防止するために規制が必要な種について、その輸入を禁止する。
- 1-9 法律の効果的实施を確保するため、市民による監視とその意見反映をはかるための手続をもうける。
- 1-10 保護対象の指定や計画制度の策定に科学的知見を反映させるため、中立の科学委員会をもうける。
- 1-11 地方自治体が条例に基づいて積極的に施策を展開するための根拠規定をおく。
- 1-12 本法の罰則に違反した者を取り締まる司法警察員をおく。
- 1-13 本法施行のための特別な財源措置について法律でさだめる。

2の主な内容

- 2-1 狩猟及び鳥獣保護に関する法制度、水産資源保護に関する法制度の目的に、生物多様性の保全あるいは自然環境の保全を掲げる。

- 2-2 狩猟及び鳥獣保護に関する法制度、水産資源保護に関する法制度に、市民による監視とその意見反映をはかるための手続をもうける。
- 2-3 野生鳥獣による農林水産被害に対する実効的な補償制度を整備する。
- (以下4～13は、特に狩猟及び鳥獣保護の法制度に関して)
- 2-4 全国を原則禁猟とし、狩猟は管理猟区で行うこととする。
- 2-5 鳥獣保護区制度を、生物多様性の保全を目的とした制度として法律上位置づける。
- 2-6 鳥獣の保護繁殖、危険の予防とともに法律の目的とされている「有害鳥獣の駆除」に替え、「農林水産業に対する被害の防止」を法制度の目的とする。
- 2-7 有害鳥獣駆除の野生生物保護に対する悪影響を必要最小限にとどめるため、捕獲許可の基準・手続をもうける。
- 2-8 有害鳥獣駆除に基づく実際の捕獲を、公的機関が行いあるいはその実施を公的機関が効果的に監視する制度をもうける。
- 2-9 野生鳥獣に対する違法取引、遺伝子汚染その他の悪影響を防止するため、鳥獣等の輸入規制を強化する。
- 2-10 有害鳥獣駆除における捕獲個体の利用を禁止する。
- 2-11 野生動物に苦痛を与え、あるいは無差別殺傷するわなを禁止する。
- 2-12 野生鳥獣の愛玩飼養を全面的に禁止する。
- 2-13 生物多様性保全の観点から野生鳥獣保護の業務を行う専門家を育成し地方自治体に配置するための制度をもうける。

以上